

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（令和 年分）

氏 名 _____

事業種目		①					
資産 区分	種類	②					
	構造、用途、設備の種類又は区分	③					
	細目	④					
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算							
⑦のうち⑥が令和4年3月31日以前であるものに係る額の合計額		⑧	円	税額控除限度額 ((⑧+(⑨-⑩))×15/100 +(⑩+(⑪-⑫))×9/100 +⑫×5/100+⑬×3/100)		⑭	円
⑦のうち⑥が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間であるものに係る額の合計額		⑨		調整前事業所得税額		⑮	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額		⑩		本年税額基準額 (⑮×20/100)		⑯	
⑦のうち⑥が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額の合計額		⑪		本年税額控除可能額 (⑭と⑯のうち少ない金額)		⑰	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額		⑫		調整前事業所得税額超過構成額		⑱	
⑦のうち⑥が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間であるものに係る額の合計額		⑬		所得税額の特別控除額 (⑰-⑱)		⑲	
機械設備等の概要							

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第3項及び令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の5第3項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄から「④」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑮」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

- i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前金額になります。）
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、令和6年分特別税額控除（措法41の3の3）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑰」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5、旧措法第10条の5の5